

政令第三百三十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条第一項、第七項及び第八項、第二百七十条第二項並びに第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「いう。以下この条及び第三十五条第二項において」を「いい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに法第四十九条第七項に規定する実習生（第五章において「実習生」という。）を含む。以下」に改める。

第二十三条の三第一項中「においては」を「には」に、「第四百二十二条第四項及び第五項」を「第四百十

二条第六項及び第七項」に、「場合にあつては」を「場合には」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同条第二項中「においては」及び「にあつては」を「には」に改める。

第五十条第六項中「船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。以下この章において」を「者に限る。第五十九条の六の二各号を除き、以下」に改める。

第五十一条第一項中「船員手帳」の下に「（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）」を加え、同条第二項中「前項の場合に」の下に「ついて」を、「船員手帳」の下に「（当該船員が実習生である場合には、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）」を加える。

第五十五条第六項中「船舶」を「指定船舶又は同項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この章において「指定船舶等」という。）」に改め、同条第七項中「第四十九条第八項各号」を「第四十九条第九項各号」に改め、同条第八項中「若しくは第六項」及び「第五項の」を削り、「又は前項の」を「、指定船舶等の船長又は」に改め、同条第九項中「船員法第二十条の規定により船長の職務を行うべき」を「船舶の船長の職務を代理すべき」に改め、「特定国外派遣組織

の長」の下に「指定船舶等の船長」を加える。

第五十九条の五の四第一項中「において単に」を「及び第四百四十二条第二項において」に改める。

第五十九条の六の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第一項中「法第四十九条第七項に規定する船舶（以下この条において「指定船舶」という。）」を「指定船舶等」に、「当該指定船舶」を「当該指定船舶等」に、「船員法第二十条の規定により当該船長の職務を行うべき」を「当該船長の職務を代理すべき」に、「第五十五条第六項」を「同条第六項」に、「この条において単に」を「この章において」に改め、同条第二項中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、「この条において」を削り、「ファクシミリ装置」の下に「（第九項において「投票送信用ファクシミリ装置」という。）」を加え、「同項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「第九項」の下に「及び第五十九条の六の三第七項」を加え、「この条」を「この章」に改め、同条第四項中「並びに当該」を「当該」に改め、「属する市町村名」の下に「並びに法第四十九条第七項の規定による投票に係る請求である旨」を加え、「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第六項中「規定するファクシミリ装置」の下に「（以下この項及び第十四項において「投票受信用ファクシミリ装置」という。）」を加え、「そのファクシミリ装置」を「当該投票受信用ファクシミリ装

置」に改め、同条第七項中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第八項中「指定船舶」を「指定船舶等」に、「受けた場合」を「受けたとき、並びに第五十九条の六の三第三項又は第四項の規定により当該選挙の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたとき」に改め、同条第九項中「この項」の下に「及び第五十九条の六の三」を、「である旨」の下に「とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。」を加え、「第二項に規定するファクシミリ装置」を「投票送信用ファクシミリ装置」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 第三十二条及び第五十六条第三項から第五項までの規定は、法第四十九条第七項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十二条	
市町村の選挙管理委員会	市長
投票所において選挙人が投票の記載をする	法第四十九条第七項に規定する不在者投票管理者の管理する

	第五十六条第三項	第五十六条第四項	投票用紙	選挙人の氏名
投票送信用紙	第五十九条の六第八項から第十項まで	第五十九条の六第八項から第十項まで	第一項又は第二項 投票用紙	これを投票用封筒に入れて封をし、その封筒の表面
船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に	選挙人の氏名、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該	投票送信用紙の投票記載部分（第五十九条の六第三項に規定する投票記載部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）	投票送信用紙の投票記載部分（第五十九条の六第三項に規定する投票記載部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）	第五十九條の六第八項から第十項まで

	<p>規定する隊員をいう。以下この項において同じ。）である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。）</p>
<p>提出させなければ</p>	<p>第五十九条の六第二項に規定する投票送信用ファクシミリ装置（次項において「投票送信用ファクシミリ装置」という。）を用いて送信させ、更に当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封</p>

		筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付け、これを提出させなければ
第五十六条第五項	投票用紙 投票用封筒の表面に記載させて、これを提出させなければ	投票送信用紙の投票記載部分 投票送信用フアクシミリ装置を用いて送信を行う前に投票送信用紙の必要事項記載部分に記載させなければ

第五十九条の六第十四項中「第十二項のフアクシミリ装置」を「投票受信用フアクシミリ装置」に改め、同条第十五項中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

第五十九条の六の次に次の三条を加える。

(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない選挙人)

第五十九条の六の二 法第四十九条第八項に規定する政令で定める選挙人は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海する次に掲げる船員とする。

一 次条第一項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれる場合における当該船員

二 前条第八項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求をする時において当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下である場合における当該船員

(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票の特例)

第五十九条の六の三 船員は、指定船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海しようとする場合において、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるときであつて、前条第一号に該当するときは、自ら又はその代理人によつて、指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、郵便等によることなく、当該指定船舶等の名称及び当該指定船舶等内に設置された法第四十九条第八項において準用する同条第七項の送信に用いるファクシミリ装置(以下この条において「投票送信用ファクシミリ装置」という。)を識別するための番号を記載した文書で、選挙人名簿登録証明書を提示して、法第四十九条第八項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙

及び投票送信用紙用封筒の交付を請求することができる。

2 船員又はその代理人は、前項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求をする場合には、当該船員が前条第一号に該当することを証する書面として総務省令で定めるものを併せて提出しなければならない。

3 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求をした船員について、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該船員が乗る指定船舶等の航海の期間中にかかり、かつ、当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるとともに、前条第一号に該当すると認めるときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに当該船員からの第五十九条の六第一項の規定による申出を受けた船長又はその代理人が同条第四項の規定により当該選挙の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けたときを除くほか、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分にその市町村名、交付の年月日及び選挙の種類、当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名

及び当該船員が乗船する指定船舶等の名称並びに法第四十九条第八項の規定による投票に係る請求である旨を記入するとともに、当該船員の指定船舶等への乗船及び指定市町村の選挙管理委員会の委員長と当該船員との間の投票送信用フアクシミリ装置による通信を確認するための書面（以下この章及び第四百二十二条第三項において「確認書」という。）にその市町村名及び当該船員の船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員である場合には、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び実習生である旨とする。）を記入し、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該船員又はその代理人に交付しなければならない。この場合において、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、当該船員の選挙人名簿登録証明書に選挙の種類及びその市町村名並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員又はその代理人に交付した旨を記入しなければならない。

4 船員の代理人が前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書の交付を受けた場合には、当該代理人は、直ちにこれらを船員に引き渡さなければならない。

5 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第十四項において準用する第五十九条の六第十二項に規定す

るファクシミリ装置（以下この条において「投票受信用ファクシミリ装置」という。）を設置した場合に
は、速やかに当該投票受信用ファクシミリ装置を用いて行う通信に使用すべき電気通信番号を前二項の規
定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けた船員に通知しなければならない。

6 第三項又は第四項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けた船員は
、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間
が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、法第四十九条第八項の規定による投票をしよう
とするときは、あらかじめ、当該船員の現在する場所において、確認書に署名をし、当該指定市町村の選
挙管理委員会の委員長に投票送信用ファクシミリ装置を用いて当該確認書を送信するとともに、総務省令
で定めるところにより、当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長から当該船員が送信した当該確認書を
投票受信用ファクシミリ装置により受信したことの確認を受けなければならない。

7 前項の規定により確認を受けた船員は、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の
前日までの間に、当該船員の現在する場所において、自ら、投票送信用紙の必要事項記載部分にその氏名
、住所、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員である場合には、

その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。

を、投票送信用紙の投票記載部分に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を、それぞれ記載し、これを第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、投票送信用フアクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

8 前項の規定により送信をした船員は、直ちに、自ら、当該投票送信用紙の投票記載部分と必要事項記載部分とを切り離し、当該投票記載部分を投票送信用紙用封筒に入れて封をし、当該必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けなければならない。

9 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第七項の規定により送信された投票を投票受信用フアクシミリ装置により受信した場合には、当該受信した用紙を投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分と投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分とに切り離し、投票送信用紙の投票記載部分を受信した部分を投票用封筒に入れて封をし、投票送信用紙の必要事項記載部分を受信した部分を当該投票用封筒の表面に貼り付け、更にこれを第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙とともに他の適当な封筒に

入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを当該船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

10 第七項の規定により送信をした船員は、本邦に帰った場合には、速やかに第八項の規定により封をした投票送信用紙用封筒及び第六項の規定により送信した確認書を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に提出しなければならない。

11 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により投票送信用紙用封筒及び確認書の提出を受けた場合には、当該投票送信用紙用封筒及び確認書をその表面に表示された船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもつて送付しなければならない。

12 第七項の規定により送信をしなかつた船員は、本邦に帰った場合には、速やかに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を当該指定市町村の選挙管理委員会の委員長に返すとともに、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

13 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により選挙人名簿登録証明書の提示を受けた場合

には、当該選挙人名簿登録証明書に投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書の返付を受けた旨を記入しなければならない。

14 第五十九条の六第三項、第十二項及び第十三項の規定は、法第四十九条第八項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第五十九条の六の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	前項	第五十九条の六の三第一項
第十二項	第九項	第五十九条の六の三第六項の規定により送信された同条第三項に規定する確認書及び同条第七項
第十三項	第九項	第五十九条の六の三第七項

(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の投票送信用紙等の請求等の特例)

第五十九条の六の四 第五十九条の六第四項又は第五項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒

を入れた保管箱又は保管用封筒の交付又は引渡しを受けた船長は、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該指定船舶等の航海の期間中にかかる場合において、同条第一項の規定による申出をした船員で当該選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれ、かつ、第五十九条の六の二第二号に該当するものから、当該選挙の期日の公示があつた日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間に、第五十九条の六第八項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付の請求を受けたときは、当該船員が第五十三条又は第五十四条の規定により当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を受けたとき、並びに第五十九条の六の三第三項又は第四項の規定により当該選挙の投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付又は引渡しを受けたときを除くほか、第五十九条の六第八項の規定にかかわらず、直ちに、投票送信用紙の必要事項記載部分に当該指定船舶等の名称、交付の年月日及び当該船員が同号に掲げる船員である旨を記載し、並びに投票送信用紙の必要事項記載部分に署名し、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を法第四十九条第八項の規定による投票に用いるべき投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒として当該船員に交付するとともに、第五十九条の六第六項の規定により通知を受けた電気通信番号を当該船員に知らせ

なければならぬ。この場合において、船長は、当該船員にその選挙人名簿登録証明書を提示させ、これに当該選挙の期日並びに投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船員に交付した旨を記入するとともに、当該投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を船長に交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、この項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交付した旨並びに当該船員が法第四十九条第八項の規定による投票をする旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を受けて法第四十九条第八項の規定による投票をする船員に係る次の表の上欄に掲げる前条の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第一項から第六項までの規定は、適用しない。

第七項	
前項の規定により確認	次条第一項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付
第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を交	同項後段の規定により船長が通知した

第十二項及び第十三項	第十一項	第十項		第九項	
書 投票送信用紙用封筒並びに確認	投票送信用紙用封筒及び確認書	投票送信用紙用封筒及び第六項の規定により送信した確認書	これを第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙とともに	投票受信用フアクシミリ装置	投票送信用フアクシミリ装置 付した
投票送信用紙用封筒	投票送信用紙用封筒	投票送信用紙用封筒	これを	第五十九条の六第十二項に規定するフアクシミリ装置	第五十九条の六第二項に規定する投票送信用フアクシミリ装置

第十四項の表第三項の項	第五十九条の六の三第一項	第五十九条の六の四第一項
第十四項の表第十二項の項	第五十九条の六の三第六項の規定により送信された同条第三項に規定する確認書及び同条第七項	第五十九条の六の四第二項の規定により読み替えて適用される第五十九条の六の三第七項
第十四項の表第十三項の項	第五十九条の六の三第七項	第五十九条の六の四第二項の規定により読み替えて適用される第五十九条の六の三第七項

第五十九条の八第一項中「において単に」を「及び第四百四十二条第一項において」に、「第四十九条第八項各号」を「第四十九条第九項各号」に改め、同条第二項中「によつて、法第四十九条第八項」を「により、法第四十九条第九項」に改め、同条第三項中「、法第四十九条第八項」を「、法第四十九条第九項」に改め、「上欄に掲げる」の下に「第五十九条の六の」を加え、同項の表第五十九条の六第三項の項中「第五十

九条の六第三項」を「第三項」に改め、同表第五十九条の六第四項の項を次のように改める。

第四項	
<p>指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、第二項</p>	<p>南極投票指定市町村（第五十九条の八第二項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の選挙管理委員会の委員長は、同項</p>
<p>種類、当該船員</p>	<p>種類並びに当該南極調査員（第五十九条の八第一項に規定する南極調査員をいう。以下この条において同じ。）</p>
<p>市町村名並びに法第四十九条第七項の規定による投票に係る請求である旨</p>	<p>市町村名</p>
<p>した船長</p>	<p>した南極地域調査組織の長（第五十九条の八第一項に規定する南極地域調査組織の長</p>

		をいう。以下この条において同じ。）
当該指定市町村	当該南極投票指定市町村	
指定船舶等の航海予定期間	南極地域調査組織の南極調査期間（第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間をいう。第七項及び第八項において同じ。）	
船員の選挙人名簿登録証明書	南極調査員の南極選挙人証（第五十九条の七第一項に規定する南極選挙人証をいう。以下この条において同じ。）	
を船長	を南極地域調査組織の長	

第五十九条の八第三項の表第五十九条の六第五項の項中「第五十九条の六第五項」を「第五項」に改め、同表第五十九条の六第六項の項中「第五十九条の六第六項」を「第六項」に改め、同表第五十九条の六第七項の項中「第五十九条の六第七項」を「第七項」に、「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同表第五十九条の六第八項の項中「第五十九条の六第八項」を「第八項」に、「指定船舶の航海」を「指定船舶等の航海

「に、

当該指定船舶の名称

法第四十九条第八項の規定による投票をし
ようとする同項各号に掲げる施設又は船舶
の名称

を

とき、並び

三第三項又

り当該選挙

投票送信用

引渡しを受

当該指定船

に第五十九条の六の

は第四項の規定によ

の投票送信用紙及び

紙用封筒の交付又は

けたとき

とき

に改め、同表第五十九条の六第九項の

舶等の名称

法第四十九条第九項の規定による投票をしようとする同項各号に掲げる施設又は船舶の名称

項を次のように改める。

第九項	
船員は	南極調査員は
不在者投票管理者である船長の管理する場所	法第四十九条第九項各号に定める場所
、選挙人名簿登録証明書の交付年月日及び船員手帳の番号（当該船員が自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下この項及び第五十九条の六の三において同じ。）であ	及び南極選挙人証の交付年月日

	<p>る場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに自衛隊員である旨とし、当該船員が実習生である場合には、その氏名、住所及び選挙人名簿登録証明書の交付年月日並びに実習生である旨とする。）</p>
<p>投票送信用フアクシミリ装置</p>	<p>指定市町村</p> <p>南極投票指定市町村</p>
<p>ミリ装置</p>	<p>第五十九条の八第二項に規定するフアクシ</p>

第五十九条の八第三項の表第五十九条の六第十項の項中「第五十九条の六第十項」を「第十項」に改め、同表第五十九条の六第十二項の項中「第五十九条の六第十二項」を「第十二項」に改め、同表第五十九条の

六第十四項の項中「第五十九条の六第十四項」を「第十四項」に改め、同表第五十九条の六第十五項の項中「第五十九条の六第十五項」を「第十五項」に、「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同表第五十九条の六第十六項の項中「第五十九条の六第十六項」を「第十六項」に改め、同表第五十九条の六第十七項の項中「第五十九条の六第十七項」を「第十七項」に改める。

第六十条第一項中「までの規定によつて」を「までの規定により」に、「においては」を「には」に、「によつて投票に」を「により投票に」に改め、同項第一号中「及び」を「又は」に、「によつて」を「により」に改め、同項第二号及び第三号中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「読み替えて」を削り、「含む。」の下に「、第五十九条の六の三第九項」を加え、「によつて」を「により」に、「においては、直ちに投票及び」を「には、直ちに、投票、」に改め、「不在者投票証明書」の下に「及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙」を加える。

第六十三条第三項中「又は第八項」を「から第九項まで」に改め、「第五十九条の六第十三項（」の下に「第五十九条の六の三第十四項及び」を加える。

第四百四十一条の二第一項中「及び第七項から第九項まで」を「、第七項、第九項及び第十項」に改める。

第四百二十二条第一項中「第七項又は第八項」を「若しくは第七項の規定による投票、同条第八項の規定による投票（第五十九条の六の二第二号に掲げる船員が行うものに限る。）又は法第四十九条第九項」に、「する行為」を「行う行為」に、「若しくは第六項に規定する船長又は同条第七項に規定する」を「の船舶若しくは同条第六項に規定する指定船舶等の船長（当該船長が同条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該船長の職務を代理すべき者）で同条第四項若しくは第六項に規定する不在者投票管理者となるべきもの又は」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「する行為は、第五十五条第五項に規定する」を「行う行為は、」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に、「する行為」を「行う行為」に、「しなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十九条第八項の規定による投票（第五十九条の六の二第一号に掲げる船員が行うものに限る。）

に關し船員が国外において行う行為は、第五十九条の六の三第三項の規定により投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒並びに確認書を交付した指定市町村の選挙管理委員会の委員長が船員の投票の便宜及び投票

の公正な実施の確保を考慮して定める時間内に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第五十条第六項、第五十一条及び第五十五条第九項の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）

以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

2 新令第五十五条第六項及び第八項、第五十九条の六から第五十九条の六の四まで、第六十条第二項、第六十三条第三項並びに第四百四十二条第一項及び第三項の規定は、施行日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議

院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六条中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九条第七項及び第九項」

に、「第六十条第二項(同法第四十九条第七項及び第八項)を「第六十条第二項(同法第四十九条第七項から第九項まで)」に、「第三項(同法第四十九条第七項及び第八項)を「第三項(同法第四十九条第七項から第九項まで)」に、「第四百二十二条の二(同法第四十九条第七項及び第八項)を「第四百二十二条の二(同法第四十九条第七項及び第九項)」に改める。

第九十九条中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「及び第五項、」を「から第六項まで、」に、「第八項の」を「第九項の」に改める。

第一百四十四条、第一百七十七条及び第八十四条中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九条第七項及び第九項」に、「第六十条第二項(同法第四十九条第七項及び第八項)を「第六十条第二項(同法第四十九条第七項から第九項まで)」に、「第三項(同法第四十九条第七項及び第八項)を

「第三項（同法第四十九条第七項から第九項まで）」に、「第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項）」を「第四百二十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項）」に改める。

「第八十七條中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「及び第五項、」を「から第六項まで、」に、「第八項の」を「第九項の」に改める。

「第二百十三條の五第一項中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九条第七項及び第九項」に、「第六十条第二項（同法第四十九条第七項及び第八項）」を「第六十条第二項（同法第四十九条第七項から第九項まで）」に、「第三項（同法第四十九条第七項及び第八項）」を「第三項（同法第四十九条第七項及び第八項）」に、「第四十九條第七項から第九項まで」に、「第七項（同法第四十九条第七項及び第八項）」を「第七項（同法第四十九條第七項から第九項まで）」に、「第六十条第二項（同法第四十九條第七項及び第八項）」を「第六十条第二項（同法第四十九條第七項及び第九項）」に改める。

「第二百十三條の七中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「及び第五項、」を「から第六項まで、」に、「第八項の」を「第九項の」に改める。

「第二百十四條の四及び第二百五條の四中「公職選挙法第四十九条第七項及び第八項」を「公職選挙法第四十九條第七項及び第九項」に、「第六十条第二項（同法第四十九條第七項及び第八項）」を「第六十条

第二項（同法第四十九条第七項から第九項まで）に、「第三項（同法第四十九条第七項及び第八項）を「第三項（同法第四十九条第七項から第九項まで）」に、「第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第八項）」を「第四百四十二条の二（同法第四十九条第七項及び第九項）」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び第八項、」を「から第九項まで、」に、「第二百五十五条第四項及び第五項」を「第二百五十五条第四項から第六項まで」に改める。

第二十二条中「及び第八項」を「から第九項まで」に改める。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第五条 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び第八項」を「から第九項まで」に、「第二百五十五条第四項及び第五項」を「第二百五

第十五条第四項から第六項まで」に改める。

第八条中「及び第八項」を「から第九項まで」に改める。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行に伴い、選挙人名簿登録証明書の交付の対象となる船員の範囲の拡大、不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない指定船舶等に乗船中の船員の不在者投票の手續等について、所要の規定の整備を行う必要があるからである。